

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年三月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）山陽マルナカ津山川崎店

所在地 津山市川崎字宗堂一三一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

(2) その他（未定）

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年十月二十四日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千八百五十平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 百十二台（三箇所合計）

ア 駐車場一 七十七台

イ 駐車場二 二十一台

ウ 駐車場三 十四台

(2) 駐輪場の収容台数 四十六台（二箇所合計）

ア 駐輪場一 三十五台

イ 駐輪場二 十一台

(3) 荷さばき施設の面積 百六十五・五平方メートル（二箇所合計）

ア 荷さばき施設一 百八平方メートル

イ 荷さばき施設二 五十七・五平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 三十立方メートル（二箇所合計）

ア 廃棄物保管施設一 二十四立方メートル

イ 廃棄物保管施設二 六立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前零時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十二時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 八箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後九時まで

二 届出年月日

平成二十七年二月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年三月六日から同年七月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済振興課